平成２２年（フ）第３号
京都府福知山市字上小田1722番地
債務者　藤田真理子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第１５６３号
堺市中区小阪169番地１　カルム泉北深井604号
債務者　碩　　隆志
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５８７号
堺市西区神野町２丁12―７、住民票上の住所堺市西区北条町２丁２番82号
債務者　上野桂一郎
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７３３号
大阪府羽曳野市野々上５丁目９番６号
債務者　尾屋　秀美
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７３４号
大阪府羽曳野市野々上５丁目９番６号
債務者　尾屋百合枝
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８７６号
大阪府河内長野市高向838番地の１
債務者　三島　　泉
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９４１号
堺市西区上野芝町３丁７番21　エクセル上野芝１号館502号室
債務者　松尾　昭浩
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９５４号
大阪府富田林市清水町３番４―1107号
債務者　船津　　誠
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９５５号
大阪府富田林市清水町３番４―1107号
債務者　船津美智子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９６０号
堺市北区東浅香山町２丁162番地２
債務者　山口　利一
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９８１号
大阪府柏原市国分本町６丁目７番２号
債務者　青山　賢行
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９８２号
大阪府柏原市国分本町６丁目７番２号
債務者　青山　直美
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９８７号
堺市南区新檜尾台４丁16番５―203号
債務者　向井　秀貴
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
松江市大庭町32番地６
債務者　杉村　綾子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７０号
福岡市城南区東油山１丁目11番１―405号
債務者　田尻　愼二
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７１号
福岡市城南区東油山１丁目11番１―405号
債務者　田尻　稔子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第９７号
秋田県由利本荘市鶴沼７番地１　メゾンクレイン１号
債務者　服部　順子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第１号
秋田県由利本荘市表尾崎町８番地17
債務者　大友　敬一
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
秋田地方裁判所本荘支部